

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	揖斐川町

揖斐川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業建設部 農林振興課
所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 1 3 3
電話番号 0585-22-2111
F A X 番号 0585-22-4496
メールアドレス nourin@town.ibigawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ アライグマ イタチ ハクビシン ヌートリア サギ カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岐阜県揖斐郡揖斐川町全域

対象鳥獣	ツキノワグマ
計画期間	令和7年度
対象地域	岐阜県揖斐郡揖斐川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	0.1ha 25千円
ニホンジカ	水稲	0.7ha 174千円
	麦・豆類	0.2ha 38千円
	野菜・いも類	0.1ha 49千円
ニホンザル	水稲	0.3ha 75千円
	麦・豆類	2.0ha 381千円
	野菜・いも類	0.5ha 490千円
	果樹	0.2ha 48千円
タヌキ アライグマ イタチ ハクビシン ヌートリア	野菜・いも類 果樹	0.5ha 245千円 0.1ha 49千円
サギ、カワウ	魚類	100kg 100千円
ツキノワグマ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ イノシシによる被害は、豚熱の影響により個体が減少したため、近年の被害は少ない。通常時であれば4月から6月にかけては野菜類、7～10月にかけては水稲やイモ類への食害並びに水田の掘り起こし等が見られる。
② ニホンジカ ニホンジカによる食害は、年間を通じて発生している。特徴的な被害として、山林内の植林での剥皮被害や若芽の食害、また水稲の田植後の苗の食害があるほか、野菜類・豆類・水稲等、種類やそれらの各生育段階において、被害状況は多岐にわたり、被害地域も全地域にわたっている。防護柵を効果的に設置した地域については、設置前と比較し栽培作物に関する被害の報告数は減少している。
③ ニホンザル ニホンザルの被害は年間を通じ発生している。特に中山間地での家庭菜園における野菜類の食害が多発しているほか、近年は平地部においても麦、大豆、水稲、ソバ、などの被害も増えている。また、住居等（屋根）への侵入もある。
④ タヌキ、アライグマ、イタチ、ハクビシン、ヌートリア 小型獣類による被害は、4月から9月にかけての野菜や果樹に対する食害が発生。10月から春にかけては、家屋への糞尿被害や騒音被害が発生している。 空き家や寺院の近くでの被害が多いため、小動物の棲み家になっている可能性が高い。
⑤ サギ サギ類による被害は特定の地域に密集して営巣しており、糞尿による悪臭や、鳴声による騒音などが深刻であったが、近年は住民による追払い活動が功を奏し、被害が減少している。
⑥ カワウ カワウのコロニーが管内に確認されており、漁協による駆除も実施しているが、生息数は年々増加傾向にあり、アユ等魚類への被害拡大が懸念される。
⑦ ツキノワグマ 市街地付近での出没が確認されており、住民の生命・身体・財産に危険が及ぶことが懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	0.1ha 25千円	0.08ha 20千円
ニホンジカ	1.0ha 261千円	0.8ha 250千円
ニホンザル	3.0ha 994千円	2.5ha 800千円
タヌキ、アライグマ、イタチ、ハクビシン、ヌートリア	0.6ha 294千円	0.4ha 200千円
カラス、サギ類 カワウ	100kg 100千円	80kg 80千円
ツキノワグマ	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>揖斐郡猟友会と連携し、銃器・わなを用いて捕獲・処理を実施している。</p> <p>また、ニホンジカの個体数調整を平成25年度から実施している。</p> <p>サル用捕獲檻を設置し、サル捕獲を実施している。</p> <p>花火、爆竹を用いてサル・サギ・カワウの追い払いを実施している。</p>	<p>各被害鳥獣の個体の増加や生息地域が広範囲に広がっており、これまで通りの捕獲体制では人手不足も懸念される。</p> <p>また、捕獲隊員の高齢化により、銃所持者が減少しているため、クマ等の緊急時における担い手の育成が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>個人または団体において農地への侵入防止柵（防護柵・電気柵・侵入防止シート）に対して補助金を交付している。</p> <p>また、平成23年度より大型の侵入防護柵を各地域に整備してきた。</p>	<p>これまで各地域で設置した防護柵の継続的な維持管理を実施していく必要がある。そのために、防護柵周辺の樹木の伐採や草刈等を実施し、緩衝帯を整備していく必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>これまで、大型防護柵の設置を推進しニホンジカ、イノシシを中心とした防除を実施してきた。また、捕獲についても被害防止捕獲、個体数調整捕獲により年間を通じて捕獲を実施してきた。</p> <p>今後は現在設置してある防護柵の維持管理のための緩衝帯整備や中山間直接支払交付金、多面的機能支払交付金なども活用し獣を寄せ付けない環境づくりに努める。また近年はニホンザルによる被害が拡大してきているため、生息個体群の把握やGPS首輪による行動特性を把握し、効果的な捕獲に繋げる。合わせて地域住民が主体となった被害防止活動を推進し、集落研修会の実施や狩猟免許補助金などの支援に加え、射撃場を活用することで、わな及び猟銃による捕獲従事者の確保・育成、捕獲技術の向上を図り、捕獲体制を強化する。</p> <p>今後の計画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設置した大型防護柵の維持管理。（緩衝帯整備等）・ 捕獲サルのGPS首輪による行動分析・ 地域住民への対策講習・研修実施により自主対策の推進・ 捕獲従事者の育成に向けた狩猟免許取得の補助及び銃取得への補助
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

揖斐川町被害防止捕獲隊員、揖斐郡ツキノワグマ被害防止捕獲隊員	農林漁業者からの被害報告・捕獲依頼を町が受け、被害防止捕獲隊員が捕獲処理を行う
揖斐川町鳥獣被害対策実施隊	H24. 2. 17に組織した揖斐川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、防護柵の整備等の普及啓発や追払い活動を行い、農作物への被害防止について取り組む。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～7年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、アライグマ、イタチ、ハクビシン、ヌートリア、サギ、カワウ	岐阜県、猟友会、自治会との連携により、捕獲方法を再検討するとともに、わな免許等、地域住民が捕獲に取り組めるよう補助事業の活用や、研修会等を実施し、狩猟者の確保、育成を進める。
7年度	ツキノワグマ	補助事業の活用により、銃猟免許等の取得を推進し、揖斐郡ツキノワグマ被害防止捕獲隊員の確保、育成を進める。 揖斐郡ツキノワグマ被害防止捕獲隊員に対しては、研修会への参加を義務付けることで、法令、猟具の取扱・技術及びツキノワグマの生態等についての理解の向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>イノシシは豚熱の影響もあり個体が減少したことで、数年前ほどの被害はみられないが、被害防止捕獲隊員や捕獲数や農家からの目撃数も徐々に増えており、回復傾向にあるとみられることから捕獲数を年間150頭とする。</p>
<p>② ニホンジカ</p> <p>ニホンジカは大型侵入防護柵の効果もあり、効果的に整備した地域では被害の拡大はあまり見られない。しかしながら道路・河川等により農地を囲み切れていない地域では未だ被害は継続してある。個体数調整による捕獲は毎年実施しているが、個体そのものの数は減少したとは考えにくく、今後も重点的に捕獲していく。捕獲数を年間2,000頭とする。</p>
<p>③ ニホンザル</p>

ニホンザルについては、広範囲を移動しながら町内全体で被害が多い。群れを駆除することは非常に困難であるが、追い払い活動と同時にサル捕獲檻を中心に捕獲を進める。捕獲頭数は年間100頭とする。

④タヌキ アライグマ イタチ ハクビシン

ここ数年の捕獲頭数、捕獲依頼件数は増加しており、農地や家庭菜園だけに限らず住宅屋根裏等への侵入もあることから、今後の被害拡大を防ぐためにも、上記すべての獣類で、捕獲数を年間50頭とする。

⑤サギ、カワウ

サギ類等は地域住民の継続的な追い払い活動により被害は減少しているが、生息域が変わっただけで、将来的に棲みつく可能性がある。カワウについては、稚魚（アユ・アマゴ）放流後の飛来数増加が確認されていることから、被害拡大を防ぐために捕獲頭数を年間30羽とする。

⑥ツキノワグマ

人身被害を及ぼす可能性のある危険個体の排除を目的とした、必要最小限の捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
タヌキ、アライグマ、イタチ、ハクビシン、ヌートリア	50頭	50頭	50頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
ツキノワグマ	0頭	0頭	30頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>対象としている鳥獣全て4月～10月末まで被害防止捕獲を基本とする。ただし、ニホンザルの大型捕獲檻に関しては10月～3月末まで被害防止捕獲を実施する。またニホンジカは12月～2月に個体数調整捕獲を実施する。</p> <p>捕獲方法は、イノシシ・ニホンジカについては箱わな・くくりわ</p>

な・銃器を使用。ニホンザルについては、くくり罠、大型捕獲檻、銃器を使用。タヌキ・アライグマ・イタチ・ハクビシンについては小型箱わなを使用。サギ・カワウについては河川内で銃器を使用する。ツキノワグマについては大型箱罠を使用し、止めさしに限り銃器を使用する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。
- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
揖斐川町	該当しない

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人） L=500m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人） L=500m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人） L=500m
ニホンジカ	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人）	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人）	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置 （個人）

	L = 2, 000m	L = 2, 000m	L = 2, 000m
ニホンザル・タヌキ・アライグマ・イタチ・ハクビシン	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置（個人） L = 2, 000m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置（個人） L = 2, 000m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、電気柵）の設置（個人） L = 2, 000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度～7年度	ニホンザル	地域住民、農業者による追払活動 捕獲したサルのGPS首輪の装着 5頭程度 サル用捕獲檻の設置 2基
5年度～7年度	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アライグマ・イタチ・ハクビシン・ヌートリア・サギ・カワウ	被害鳥獣を寄せ付けない環境にするため、緩衝帯の整備、耕作放棄地の再生や里山の適切な管理、未収穫作物等の早期処理や残渣の適切な処分を啓発する。
7年度	ツキノワグマ	被害鳥獣を寄せ付けない環境にするため、緩衝帯の整備、耕作放棄地の再生や里山の適切な管理、未収穫作物等の早期処理や残渣の適切な処分を啓発する。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

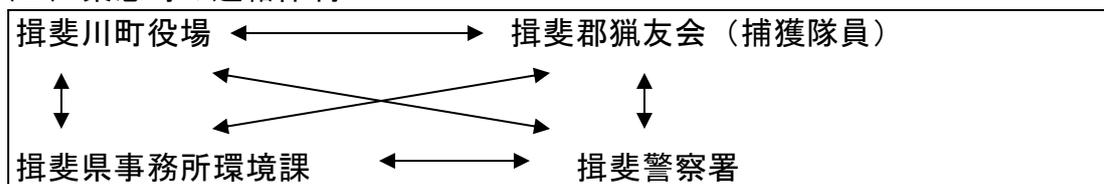
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
揖斐川町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整。施策立案・出沒被害に関する情報収集・猟友会との連絡調整を行う。
揖斐川町役場各振興事務所 地域振興課	出沒被害に関する情報収集。猟友会との連絡調整を行う。
揖斐川町被害防止捕獲隊員、 揖斐郡ツキノワグマ被害防止捕獲隊員 (揖斐郡猟友会)	被害防止に係る技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施を行う。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供を行う。
揖斐郡森林組合	山林に関する情報提供・被害防止技術の情報交換を行う。
揖斐県事務所環境課	特定鳥獣管理計画に基づいた管理施策を実施する。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	揖斐川町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
揖斐川町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整。施策立案。

揖斐川町役場各振興事務所地域振興課	出没被害に関する情報収集。猟友会との連絡調整。
揖斐川町被害防止捕獲隊員（揖斐郡猟友会）	被害防止に関する技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施。
揖斐川町区長会	各地域の出没状況、被害状況等の情報提供。
揖斐川町農業委員会	農地被害・耕作状況に関する情報提供。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
揖斐県事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
揖斐農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
岐阜県自然保護員	有害鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する情報提供を行う。
揖斐郡森林組合	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

揖斐川町鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲、防護柵の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種団体での取り組みを推進していく。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、食肉としての利用を推進し、解体処理施設へ搬入する。
また、食肉として利用しない場合は、適切な埋設処分、焼却処分及び捕獲
隊員の自家消費とする。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、
適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処
理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他必要な被害防止対策に関しては、随時協議会で協議・検討を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。